

住宅用火災警報器の設置義務化

住宅火災の早期発見と逃げ遅れを防ぐために

住宅火災で亡くなった人のうち約6割は「逃げ遅れ」が原因です。住宅火災の発生を早期に知らせるために、住宅用火災警報器（煙感知式）の設置が義務づけられました。既存住宅には、平成23年5月31日までに設置が必要です。

町内での住宅用火災警報器の設置率は約3割となっており、全国平均を下回っています。早めに設置して、住宅火災から大切な生命と財産を守りましょう。

また、町では高齢者世帯を対象に購入費の助成を行っており、昨年は54件に助成いたしました。

設置場所

「寝室」と「寝室」のある階の階段には必ず設置しなければなりません。

台所については、設置の義務はありませんが、火災発生の恐れが大きいためから熱感知器の設置をおすすめします。

設置のあっせん

三春町消防団では区長会等の協力をいただき平成18年度から購入のあっせんを行っています。地区の消防団までご連絡ください。

※消防団以外にも、電気屋及びホームセンター等でも購入できます。

悪質な訪問販売への注意

公共機関を装った販売や不適当な価格で販売を行なう悪質な業者には、ご注意ください。

警報器が防いだ奏功事例

県内で20代の男性が飲酒し寝込んでしまい、寝たばこから出火した。警報器が作動して家族が気づき、男性を起こして避難させた。住宅は全焼したが死傷者はなかった。という事例があります。

購入費の助成

▼警報器の種類 煙感知式で日本消防検定協会合格証NSマークが表示されていること

▼対象者 町内に住所と自宅があり、65歳以上の高齢者のみの世帯で、町民税が非課税の世帯

▼助成額 1世帯あたり3千円以内

※対象世帯で既に購入された方も該当になります。

助成の方法

領収書と品質保証書を持参のうえ申請してください。

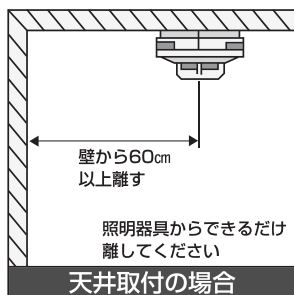
申請先

総務課 自治防災グループ

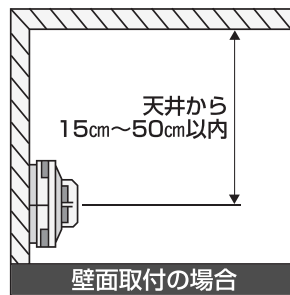


火災警報器

取付位置



梁などがある場合は、梁から60cm以上離して取り付けます。エアコンなどの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。

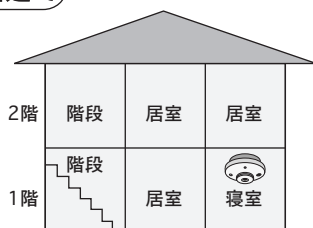


設置場所

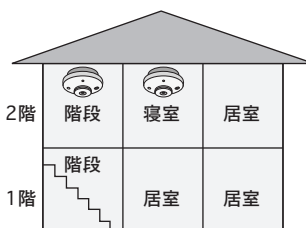
1階建て



2階建て 寝室/1階のみ



2階建て 寝室/2階のみ



2階建て 寝室/1階・2階

